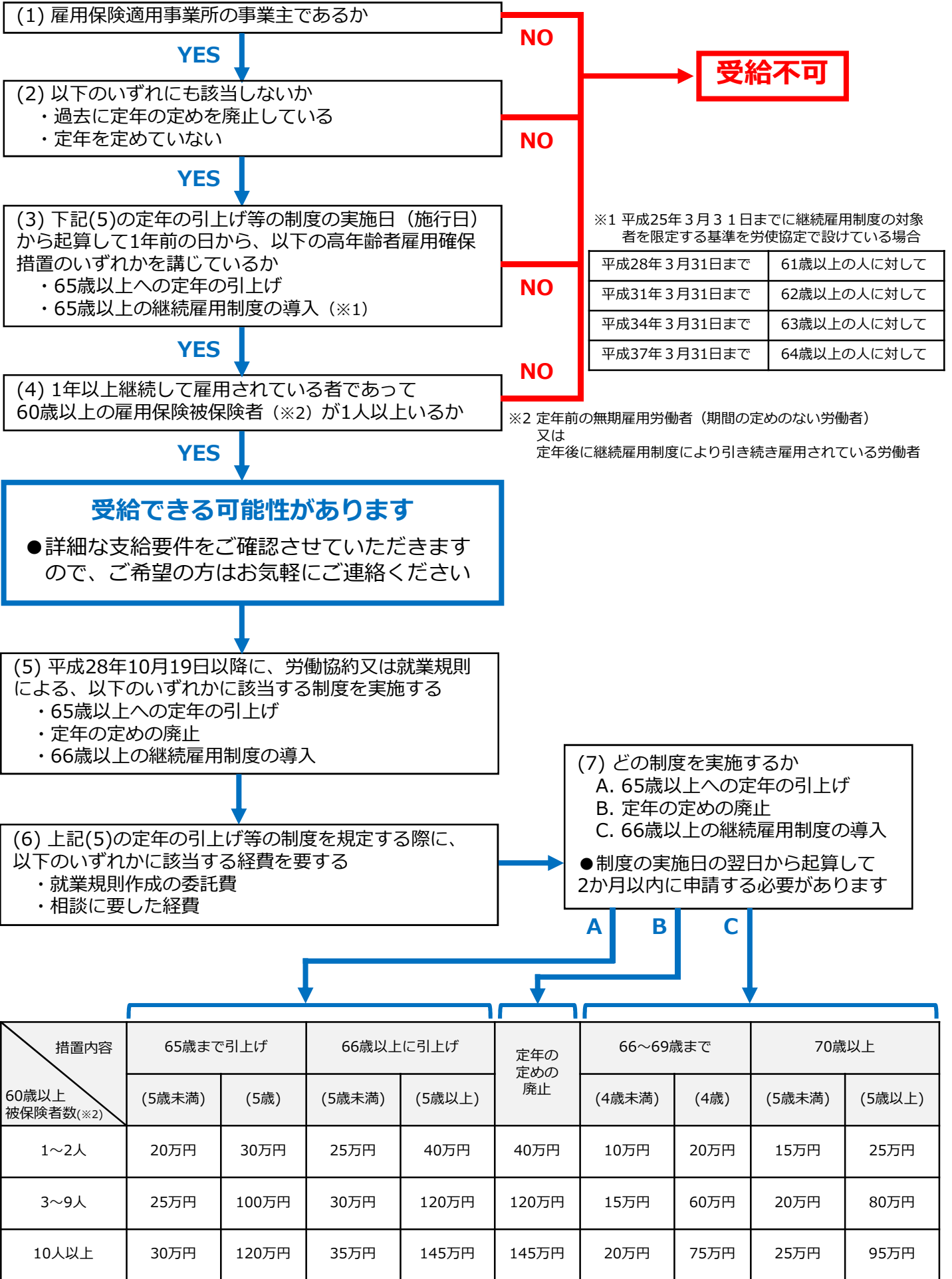


「65歳超雇用推進助成金」 フローチャート



受給不可

※1 平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で設けている場合

平成28年3月31日まで	61歳以上の人に対して
平成31年3月31日まで	62歳以上の人に対して
平成34年3月31日まで	63歳以上の人に対して
平成37年3月31日まで	64歳以上の人に対して

※2 定年前の無期雇用労働者（期間の定めのない労働者）又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている労働者

() は引上げ幅 ★ A と C を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみ